

特
集

矯正研修所効果検証センター五年間の歩みとこれから

矯正施設におけるアセスメント体制の充実化

矯正研修所効果検証センター効果検証官
那須昭洋

一 はじめに

アセスメントという言葉聞いて皆さんはどのようなことを想像するでしょうか。「横文字だからよく分からない」、「専門家がやるものでしょ」、「普段からやっている」などの言葉が聞こえてきそうです。

ここでアセスメントを考える際に、少し矯正施設で生活する被収容者について思いをはせていただきたいと思っています。「施設内の生活で気になる点を助言・指導すると、

その場では愛想良く応答するが、態度や行動が一向に改善されない被収容者」、「午前は職員に問題なく応答できるが、夕方になると反応しなかったり、不穏になったりする被収容者」、「矯正施設内では順応して大過なく過ごしていたが、出所（出院）後一年経過せずに再入所となった被収容者」。この説明を読んだだけで、各被収容者の行動の背景に何がありそうか、どんな人物なのかを思い浮かべた方は少なからずいるのではないのでしょうか。さらには、その人物像等を踏まえ、どんな処遇を展開することが適当かまで考えを巡らせた方もいたかもしれません。

こうした個々の被收容者の特徴等に関する仮説を立て、非行犯罪を再び起こさずに社会で生活を送ることができるよう、必要な働き掛けを考える作業が矯正施設におけるアセスメントの中心であり、職員が普段から自然に行っている身近なものであると言えます。そこには、これまで出会った被收容者との間で試行錯誤しながら蓄積させてきた経験知があり、一見すると、職人芸ともいふべき見立てのように見ることがあります。蓄積された経験知は有益に働き、若手の育成等にも寄与することがある一方、根拠のない主観的判断や先入観により、被收容者を見誤るといったおそれもあります。

少し話はそれますが、日本でなじみ深いスポーツ、プロ野球を例に考えてみます。以前は、投手・捕手が協力し、各打者の特徴に応じて経験や勝負勘に基づき、打ち取れる球種やコースを考え、勝負していました。現在では、専属のデータアナリストがいる球団も多く、打者ごとに打ち取った球種やコースのデータが蓄積・分析され、状況に応じて分析結果に基づく最適な球種やコースで勝負するといった形



に変わってきています。この変化には、経験知に基づく職人芸的な勝負だけでなく、客観的なデータや分析結果から導き出された根拠に基づいて打者を打ち取るといった勝負理念の変容が見えます。投手目線からの余談は続きますが、気が置けない旧知の打者に対し、ホームランを打てるような甘い球を投げる、あるいは犬猿の仲である打者に対して背中を狙った死球を投げるといったように、私情が挟まれると不適切な勝負が起るかもしれません。勝つという目標に支障を来すおそれが生じます。客観的なデータを手元に置いておくことで、目標に向かって冷静に日々進むことが大事なのだと気付かされます。

矯正施設におけるアセスメントも同じです。これまで行ってきた経験知に基づくアセスメントに加え、被收容者の回答や職員によるアセスメント結果などの大規模調査データを基に、再犯・再非行の可能性や処遇の必要性を体系的に把握できる仕組みが必要です。こうした仕組みが整うことで、客観的かつ根拠に基づくアセスメント体制が構築され、経験知に基づくアセスメントの確からしさを補強したり、思い込みや先入観を軌道修正したりすることができるようになります。

効果検証センターではこうした客観的かつ根拠に基づくアセスメントができる体制を構築すべく、矯正施設の協力の下、矯正局とともに、処遇調査等を補助したり、鑑別精度の維持・向上を支援したりするアセスメントツール（道具）の開発・維持管理に携わっています。ここでは、当センターの前身である効果検証班時代から矯正施設の職員の皆様の協力と被収容者の同意等を得ながら、一四年間積み上げてきた成果について、令和六年三月一九日に開催されたシンポジウムで話題提供した受刑者用一般リスクアセスメントツール（以下「Gツール」という）改訂試行版の概要と若年受刑者に対する法務省式ケースアセスメントツール（以下「MJCA」という）の活用等を中心に紹介します。

二 拘禁刑下におけるアセスメント体制の充実

拘禁刑創設に関する報道の多くで「懲らしめから立ち直りへ」といった表現がなされたとおり、改善更生を図ることが第一義的な目的として掲げられ、受刑者に対する処遇の概念が変わる大きな転換期を迎えています。ま

た、第二次再犯防止推進計画では、重点課題の一つである「犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等の取組」において、アセスメント機能の強化を進めることが明示されています。矯正職員は対人援助職として、受刑者一人一人の改善更生を図るため、個人が持つ特性を踏まえ、再犯の可能性と再犯を防止するために必要な課題や伸長すべき強み等を把握し、効果的な処遇を行うことが求められていると言えます。近年では、リスク・ニーズ・反応性原則（RNR原則^①）に基づいて犯罪者の処遇を行うことが再犯を効果的に防止することにつながると言われています。矯正施設におけるアセスメントツールもRNR原則を踏まえて開発されており、刑事施設ではGツール、少年施設ではMJCAがその代表例として挙げられます。両ツールともに再犯・再非行の可能性と、処遇や教育上の必要性を客観的かつ定量的に把握することを目的とし、Gツールは処遇調査、MJCAは鑑別を支援する役割を果たしています。

（一）Gツール改訂試行版の開発

拘禁刑導入に伴い、受刑者の個々の特性に応じた処遇

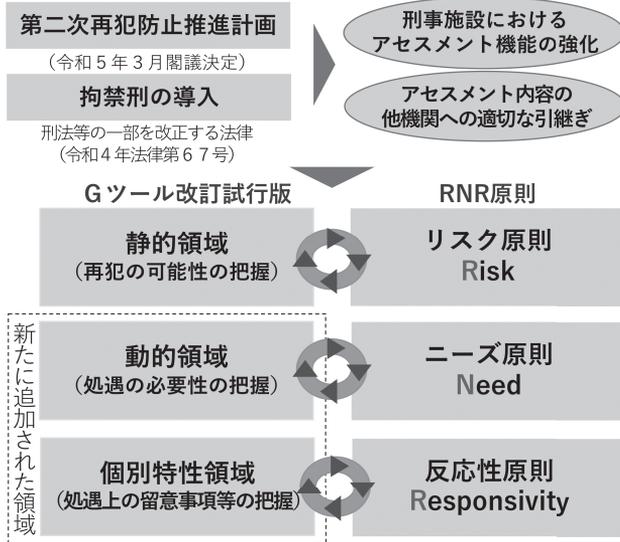


図1 Gツール改訂試行版の開発背景とRNR原則との関係

の展開に資するため、Gツールは改訂試行版として、後述するとおり、既存の静的領域に加え、動的領域及び個別特性領域が加わり、その機能的役割が拡充されました。Gツールの三領域は、理論的にRNR原則のリスク原則、ニーズ原則、反応性原則に対応した内容です(図1)。

平成二九年から運用が開始された従来のGツールは、男女別に評定項目が構成されています。受刑回数や犯罪内容、被害者との関係等、過去の事実として変化し得ない要因を測る静的領域を用いて、再犯の可能性を「特に低い」、「低い」、「高い」、「特に高い」の四つの区分で評価しており、リスク原則に関連付けられます。各受刑者の再犯を予測する精度は開発時及び運用開始後の調査・分析結果からも、海外のリスクアセスメントツールとそん色ない値を示しており、再犯予測に関する妥当性は維持されていると言えます²⁾。

Gツール改訂試行版では、この静的領域で測定される再犯の可能性の評価を維持しつつ、処遇により変化が可能な課題や資源・強み等を測る動的領域が加わりました。これは、ニーズ原則に関連付けられます。受刑者による自己記入式の調査によるものですが、海外の先行研究から得られた犯罪を誘発する要因であるセントラルエイト³⁾を踏まえ、再犯に直接的・間接的に関連付けられる要因等を検討し、日本の受刑者の特性に合わせて開発されました。開発に際しては、刑執行開始時に大規模調査を行った後、一定の処遇期間を経た同一対象者に対し、再度調

査を実施し、自己認識の変化を踏まえ、標準化していません。刑執行開始時の静的領域と動的領域の得点は、改善が必要な課題の得点が高くなると、再犯の可能性を示す値も高くなるといったように、想定されたとおりの関連性が認められました。今後、動的領域については、出所者データを蓄積し、再犯との関連について統計的な検討を含め、精査していく予定です。

また、改善更生に向けた処遇を円滑に進める上で留意すべき事項を測る個別特性領域も加わりました。これは、反応性原則に関連付けられ、矯正施設内での各種処遇への動機付けを把握する指標のほか、成人後の心身や社会生活に否定的な影響をもたらす可能性のある小児期逆境体験（Adverse Childhood Experiences（ACEs）¹）を指標として組み込みました。小児期逆境体験は、その体験が多い場合、否定的感情が表出されやすくなったり、情動調整に困難を抱えたりするようになるほか、円滑な対人関係の構築に課題が生じることがあると言われています（Wolff & Baglivo, 2017）。矯正施設を含め、施設内での逸脱行動の背景には、小児期逆境体験から生じるトラウマ反応としての意味合いがあるとも指摘されています

（Deligi et al., 2011）。海外や本邦でも小児期逆境体験が多い場合、少ない者に比べ、再犯の可能性が高くなること
が示唆される研究結果も一部認められるところ（Wolff et al., 2017; 那須、二〇一八）、こうした視点を矯正施設内でも取り入れ、トラウマ等から生じる反応を理解した働き掛けを行うなど、円滑な処遇を推進していくことが求められています。

以上のように、Gツール改訂試行版は、再犯の可能性を客観的に評価するとともに、改善更生に向けて変化し得る対象者の自己評価による課題や強み等を定量的に捉え、処遇の留意事項等も把握可能になるなど、アセスメント体制の充実化の一助になることが期待されます。ここで改めて着目すべき点は、Gツール改訂試行版は処遇調査を補助するツールであるということです。アセスメントツールは、対象者の全てを網羅的に把握できる万能なものではなく、本人像を把握したり、共通理解を図ったりする一助になる道具と考えることが適当です。

例えば、Gツール改訂試行版の静的領域において、再犯の可能性は高いと客観的に評価された一方、動的領域の反社会性・衝動性、情緒不安定の得点は受刑者全般の

それに比べて相対的に低い結果が認められた粗暴犯受刑者について考えてみます。個別特性領域の小児期逆境体験の得点も高い傾向を示しているところ、当該受刑者を担当する職員は結果を見て、再犯の可能性は納得できるが、動的領域得点の一部が低いのは、自身が感じている状況とは異なると感じたとします。職員が感じている自身の見立ては臨床経験等に基づくものかもしれませんが、こうした見立てと対象者の自己評価による結果とを照らし合わせ、不一致となった要因等を含め、総合的に解釈していくことが事例の理解を促進します。また、多職種連携を図る際、受刑者の特徴が可視化された結果は課題や強みの共有や事例理解を統一する上で役立つと考えられ、共通言語として受刑者処遇を議論することができ、る機能も備えています。

職員自身の経験知や勘を鋭くするためにも主観だけに頼らず、客観的なアセスメントを加えることで、被収容者の特徴を多角的に捉えることが可能になると言えます。

(二) 若年受刑者に対するMJCAの活用

MJCAは、少年鑑別所在所者の再非行の可能性や教育上の必要性を定量的に把握するため、少年鑑別所在所者に対する大規模調査により開発されたアセスメント

静的領域	動的領域
教育により変化しない	教育により変化する
生育環境	保護者との関係性
学校適応	社会適応力
問題行動歴	自己統制力
非行・保護歴	逸脱親和性
本件態様	
5領域24項目	4領域28項目



図2 MJCAの構成とプロフィール・区分のイメージ

ツールです。生育環境や過去の非行歴等の静的領域と処遇等により変化し得る動的領域の二領域から構成され、RNR原則のリスク原則とニーズ原則にそれぞれ関連付けられます。静的・動的領域の各領域得点は、再非行に及ぼす影響を加味した上で加重得点に換算され、当該得点の高低に基づき、再非行の可能性及び教育上の必要性が四区分で評価されます(図2)。

平成二五年から少年鑑別所で運用が開始されたMJCAは、鑑別精度の維持・向上に資する職員評定式ツールとして活用されて一〇年が経過しました。現在では、処遇鑑別(少年院や刑事施設、保護観察所等からの依頼に基づき実施する鑑別)の一環として少年院在院者に対し、矯正教育による変化の把握や残された課題を客観的に把握し、可視化することにもMJCAは役立てられるなど、その活用範囲が拡大しています。こうした活用範囲の拡大に際しても、その根拠が必要です。当センターでは矯正局担当課とともに、少年院入院前(少年鑑別所在所時点)と、少年院出院前の二時点におけるMJCAの評定結果に基づき、MJCAの得点推移と出院後の再犯・再非行との関連等について検証を行い、活用の意義について根

拠をもつて説明しています(詳細は猪爪・原田(二〇二二)を参照)。

また、前述のとおり、MJCAは開発時から一〇年以上が経過していますので、経年変化による予測精度の妥当性も気になるところです。そのため、運用開始後の少年鑑別所出所者データを用いて、開発時と同様に再非行の可能性及び教育上の必要性に係る検証を行ったところ、現在においてもその精度が維持されていることが明らかになりました⁽⁵⁾。

少し前置きが長くなりましたが、MJCAの活用範囲拡大の一環として、当センターで検証した若年受刑者(二六歳未満)に対するMJCAの活用について紹介します。前述したGツール改訂試行版があるにもかかわらず、MJCAを活用する必要があるのかとの声も聞こえてきそうです。活用の背景には、少年法の一部改正を端緒とし、犯罪者処遇の在り方、特に可塑性のある若年受刑者の処遇調査及び処遇の充実化が検討されたこと、改正刑法等により鑑別年齢に上限がなくなったことがあります。若年受刑者については、特に資質及び環境に応じたきめ細かな処遇を行うことが求められ、精神的な成熟の

過渡期であることに鑑みると、年齢が近い少年を扱う少年鑑別所の鑑別技術の活用、処遇鑑別の一環としてMJCAを用いることへの期待が高まったことも影響しています。

それでは実際にMJCAによって、若年受刑者に対する再犯の可能性等の把握は可能なのか気になるところです。当センターでは、少年鑑別所に在籍する法務技官(心理)の協力の下、刑事施設を既に出所した若年受刑者の在所中の情報に基づいて回顧的に評定を実施し、出所後の再犯の有無を確認した上で活用可能かどうか検証しました。評定を実施する際には、今後の活用を見据え、少年鑑別所で実施している評定の一貫性や精度の維持に主眼を置き、若年受刑者用にMJCAの評定項目の一部を定義し直したり、読み替えたりしています。結果、MJCAの総合区分が高い(問題性が大きい)若年受刑者ほど、刑事施設へ再入所に至りやすいことが確認されました。また、若年受刑者の再犯を予測する精度もGツール改訂試行版のそれと遜色ない値を示しており、再犯予測に關する妥当性は一定程度確認できたと言えます。

ここで、Gツール改訂試行版とMJCAのどちらを使

えば良いのかという二分法的思考が生じるかもしれません。他方、処遇調査という観点、鑑別という観点の双方からアセスメントツールを併用することの意義はないのかという考え方もあります。いわゆるMJCAとGツール改訂試行版を併用するメリットはあるかという問いです。そこで、MJCAとGツール改訂試行版の再犯・非行の可能性等の区分を決定する得点を合成し、その予測精度を検討した結果、両方を活用することで精度が向上する結果が導き出されました。また、検証で使用された若年受刑者のMJCAとGツールそれぞれの区分の分布を見ると、Gツールでは再犯の可能性等が低い区分に評価される若年受刑者の割合が高かった一方、MJCAの区分では、ばらつきはありつつも、再犯の可能性等が高い区分に評価される者の割合が高い傾向が認められました。Gツールによる再犯の可能性等の把握に加え、MJCAにより未成年時の問題行動歴や非行保護歴等を詳細に把握でき、若年受刑者の実態に即したより精度の高い再犯予測等を行うことが可能になると言えます。こうした再犯・非行の可能性に係る分析結果を踏まえると、より精緻なアセスメントが可能となり、主観・客観の双

方から把握できる両ツールを活用することで、特に改善更生が可能な課題等（動的領域）を主観・客観の双方から把握できる利点があると言えます。また、刑事施設と少年施設双方が持つ少し異なる視点や知見を踏まえ、若年受刑者個々の特性に応じた処遇を推進することができるとの端緒になります。

なお、処遇鑑別の一環として実施するMJC Aは、施設内での対象者の行動や態度等を踏まえて少年鑑別所勤務する法務技官（心理）が評定を行います。そのため、普段から対象者を観察している施設職員からの情報は大変有益なものになります。精度の高い処遇鑑別を行うためには、施設職員とのカンファレンス等を通じて、対象者の情報を少年鑑別所職員が的確に把握することが求められます。対象者の情報を共有する上で有用な着眼点等については、MJC A項目に照らして整理された執務参考資料として各施設へ配布されていますので、参考にさせていただければ幸いです。

（三）矯正施設におけるアセスメント体制の展望

以上の内容を踏まえ、シンポジウムにお招きした指定

討論者である甲南女子大学の森先生及びお茶の水女子大学の高橋先生からは、アセスメントツールを定点観測として用いることの意義について御示唆を頂きました。処遇を開始する段階で観測した課題や強みが、一定の処遇期間を経て、被収容者の認識に変化をもたらしたかを把握することも重要です。矯正職員としてはアセスメントツール等を用いて段階的に被収容者の変化を把握することで、自身の営為を振り返ることができるかもしれません。また、参加した施設職員からは、刑期の長短など、属性に応じたGツール改訂試行版の得点特徴等に関心が寄せられました。

アセスメント体制を充実していくためには、ツールの設計・試行から始まり、データを蓄積し、膨大なデータによる分析・検証を繰り返し、属性等を踏まえ、実用に向けて効果的な活用方法やその根拠等を示すことが求められます。これには、施設職員からの実務に即した貴重な意見等を踏まえ、矯正局、当センター等、組織横断的な継続的検討が必要になると言えます。今後、施設職員から関心が寄せられた内容等を踏まえ、蓄積されたデータに基づき検証を進め、実務に有効活用できる結果を

示していければと考えています。

三 最後に

アセスメントの始まりは被收容者を知ろうとする、関心を寄せることであると表現できるかもしれません。こうした姿勢の背景には、再犯・再非行をせずに社会で生活していくために必要となる被收容者個々の課題や強み等を把握することが、効果的な働き掛けにつながるという実感があるのではないのでしょうか。その際、客観的、定量的に被收容者の特性等を把握できるアセスメントツールを活用することで、被收容者に対する恣意的、感情的な判断や思い込みによる解釈が避けられ、適正なアセスメントの実施につながることを考えられます。自身の見立てを補完したり、軌道修正したりできるアセスメントツールは、矯正職員の経験知や勘を蓄え、大事にすることを後押ししてくれる道具とも言え、「温故知新」を大切にすることがアセスメント体制の充実には欠かせないのかもしれない。

なお、アセスメントツールの開発や維持管理に係る検

証⁶⁾に当たっては、矯正施設の御協力なくしては成り立ちません。当センターの前身である効果検証班時代からの御協力に感謝するとともに、実務に役立つアセスメントツールの開発・維持管理に向け、今後も御協力を頂ければ幸いです。当センターでは、根拠に基づき、実務に有効活用できるアセスメント体制の構築に向け、学術的な確からしさを踏まえ、情報発信を今後も進めていく予定です。

- (1) 対象者の再犯リスクの高低に応じて（リスク原則）、改善が可能な部分について（ニーズ原則）、対象者に合った方法によって実施する必要がある（反応性原則）という考え方をいう（ボンタ&アンドリュース、二〇一八）。
- (2) 予測精度の指標であるAUC (Area Under the Curve) 値は、誤解を恐れずに端的に説明すると、無作為に選択された実際に再犯する人を、実際に再犯しない人よりも、より再犯しそうであると職員が評定する尤度（観測している事柄や事象が起り得る確率）を示す。0〜1の値を取り、1に近づくほど予測精度が高いことを表し、基準として0.58は小、0.63は中、0.71を超えると予測精度は高いとされる (Rice & Harris, 2005)。
- (3) ボンタ&アンドリュース (二〇一八) は、犯罪歴、犯罪指向的態度、犯罪指向的交友、反社会的パーソナリティ・パターン、家族・

夫婦、学校・仕事、物質乱用、レジャー・レクリエーション(余暇活動)の八つを犯罪誘発要因として定めている。

(4) 小児期逆境体験 (ACEs) とは、一八歳までに経験した心理的・身体的虐待、家庭の機能不全等を含めた一〇項目から成る体験を指標としたものである。フェリッティらが米国疾病管理予防センターとの共同研究で、成人期の疾患との関連を検討した疫学調査が端緒である。多くの研究で本指標が活用され、問題行動、身体・精神面の不調との関連が示されている。

(5) MJCAの総合区分四分の妥当性や予測精度を示す値は開発時の結果とそん色ないものとなっている。MJCA開発時の対象者に対して、観察期間を延長した予測精度は那須ら(二〇一六)を参照。

(6) アセスメントツールの開発・維持管理に当たっては、大きな偏りがなく、かつ統計分析に十分耐えられる分析対象者を収集し、使用している。

【参考・引用文献】

Bonta, J. & Andrews, D. A. (2016). *The Psychology of Criminal Conduct 6th edition*. 原田隆之(二〇一八) 犯罪行動の心理学(原著第6版) 北大路書房

Deisi, M., Trulson, C. R., Druly, A. J., & Koslosky, A. E. (2011). Inside the prison black box: Toward a life course inoporation model of inmate behavior. *International Journal of Offender Therapy and Comparative Criminology*, 55(8), 1186-1207

遠藤季哉・那須昭洋(二〇一八) ストックホルム犯罪学賞及びシンポジウムの出席と研究発表について 刑政一二九卷一二号、

六六―七五

猪爪祐介・原田杏子(二〇二二) 法務省式ケースアセスメントツール(MJCA)の新たな活用の試み―少年院から社会内処遇への「橋渡し」として―刑政一三三卷一〇号、六六―七八

那須昭洋・屋内麻里・森 丈弓・大江由香(二〇一六) 法務省式ケースアセスメントツール(MJCA)の基礎的研究―観察期間を延長した予測精度に関する試行的分析―犯罪心理学研究 五三(特別号)、六八―六九

Rice, M. E., & Harris, G. T. (2005). Comparing effect sizes in follow-up studies: ROC area, Cohens's *d*, and *r*. *Low and Human Behavior*, 29(5), 615-620

Wolf, K. T. & Baglivio, M. T. (2017). Adverse Childhood Experiences, Negative Emotionality, and Pathways to Juvenile Recidivism. *Crime and Delinquency*, 63(12), 1495-1521

Wolf, K. T., Baglivio, M. T., & Piquero, A. R. (2017). The Relationship Between Adverse Childhood Experiences and Recidivism in a Sample of Juvenile Offenders in Community-based Treatment. *International Journal of offender therapy and comparative criminology*, 61(11), 1210-1242